

2017年JMRCラリーシリーズ関東地域統一規則書

公 示

本競技会は日本自動車連盟(JAF)公認の基に FIA 国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した JAF 国内競技規則およびその付則、ラリー競技開催規定、JMRC ラリーシリーズ関東地域統一規則書 および各競技会特別規則にしたがって開催される

- 第1条 競技会の名称及び格式(別表に記載)
- 第2条 競技会の種目4輪自動車によるラリー
- 第3条 オーガナイザー(別表に記載)
- 第4条 開催日及び開催場所(別表に記載)
- 第5条 申込期日(各競技会特別規則書に記載)
- 第6条 参加申込先及び大会事務局(別表に記載)
- 第7条 大会役員(各競技会特別規則書に記載)
- 第8条 競技役員(各競技会特別規則書に記載)
- 第9条 競技種類(各競技会特別規則書に記載)
- 第10条 参加料及び保険(各競技会特別規則書に記載)
- 第11条 アシスト行為(各競技会特別規則書に記載)
- 第12条 タイムスケジュール(各競技会特別規則書に記載)
- 第13条 参加資格
1. 1台の車両に乗車する定員はドライバー、ナビゲーター(コ・ドライバー)の2名(以下クルー)とし、当該年のJAF 国内競技運転者許可証B以上の所有者でなければならない。
 2. クルーは本競技会に参加申込を行う時点において、参加車両を運転するのに有効な運転免許証を取得後1年以上経過してなければならない。
 3. 上記2.における参加資格を満足しない場合でも、オーガナイザーの判断により参加を認める場合がある。
 4. 20歳未満の者が参加する場合には、親権者の承諾を必要とする。
- 第14条 参加車両
1. 第1種アベレージラリー
JAF 国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるRR車両、RN車両、RJ車両、RF車両、F車両、RB車両(2002年ラリー車両規定に従って製作したラリー車両)、RPN 車両、又はAE車両とする。
 2. スペシャルステージラリーおよび第2種アベレージラリー
JAF 国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるRR車両、RN車両、RJ車両、RF車両、RB車両(2002年ラリー車両規定に従って製作したラリー車両)、RPN 車両、又はAE車両とする。なお、安全ベルトはJAF 国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第2章安全規定第2条に合致したもの、ロールケージは同第4条に合致したもの、消火器は同第3条に合致したものを装備する。ただしRB車両については、4点式以上の安全ベルト、6点式以上のロールケージ及びJAF 国内競技車両規則第2章安全規定第3条に準拠した手動消火装置を装着することを義務づける。RPN 車両の改造については JAF 国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に準じた改造内容であり、JMRC 関東地域ラリーシリーズの統一解釈としてRPN 車両の解釈を日本ラリー選手権規定第7条4の規定に準ずるものとし、下記の規則を定める。

- ラリー RPN 車両。同一車両形式の最も古いJAF 登録年が2006年1月1日以降の車両のみ資格を有する。
3. 装備品
スペシャルステージラリーおよび第2種アベレージラリーについては、下記の装備品を携行すること。OK/SOS ボード 2枚(A3版)、非常用停止表示板2枚(三角停止板)、非常用信号灯(自動車用緊急保安炎筒(以下発炎筒))、赤色灯、牽引ロープ、救急薬品、ヘルメット(JIS 乗用車用安全規格適合品又はそれと同等以上の物)及びレーシングスーツ。
 4. 安全及び騒音公害防止上、以下を定める。
「触媒コンバーター以降の排気管及びマフラーは当該車両型式に設定される純正品もしくはそれを補強した物を使用する事」また、吸気音量増大防止の目的の為に「吸気系における空気を取り入れる為のダクトの追加は禁止する」。「エアクリーナーエレメントの交換は当初の方式を保っていれば自由、なおエアクリーナーボックスは当初のままでなければならない」尚、各競技会特別規則書により「」を削除することは制限しない。
尚、JMRC 関東群馬ラリーシリーズについては触媒コンバーター以降の排気管及びマフラーについて車検(国土交通省が行う自動車検査登録制度)合格時の物を使用する事とする。
 5. タイヤ
JAF 国内競技車両規則第2編第3章第6条6.2)に定められたタイヤの規則に準拠すること。かつタイヤはいかなる場合においてもスリップサインが出ていないこと。
 - JMRC 関東 ラリーシリーズ
各競技会特別規則書により規制を加える。
 - JMRC 長野県ラリーシリーズ
各競技会特別規則書により規制を加える。
 - JMRC 群馬ラリーシリーズ
原則グラベル用ラリータイヤに限る。但し、グラベル用ラリータイヤに適応サイズのない車両、13インチを使用する車両については、セミスリックタイヤ以外の一般ラジアルタイヤの使用を認める場合がある。グラベル用ラリータイヤ以外で参加予定の場合は、シリーズ事務局、または、各オーガナイザーに確認のこと。
 6. 前部霧灯(通称:補助灯)
 1. 取付け出来る補助灯は2灯までとし、点灯時は車幅灯及び番号灯と連動しなければ成らない。又照射部の取り付け高さはヘッドライトの上縁を超えないこと。
 2. ヘッドライトより高いボンネット上に2灯又は4灯の補助灯を取付けた場合、より高い位置の2灯をヘッドライトのハイビームとする事で認められる。
 3. 車両に標準のフォグランプを含め、同時点灯出来るヘッドライトと補助灯は合計で6灯までとする。

4.4灯一体型ヘッドライト装着車両に2個以上の補助灯を取り付ける場合は同時に8灯点灯にならないようにすること。尚、取り付けるに際し不明な場合はJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章内の各車カテゴリーにある前部霧灯(フォグランプ)の項を参照する。また、F車両についても道路運送車両法の保安基準に適合した取付を行うこと。

7. 牽引フック

SS ラリー及び第2種アベレージラリーに参加する車両は、けん引フックの後部取付を義務づける。前部取付はアンダーガード取り付けステー等で塞がれている場合別途取り付けを強く推奨する。装着に際しJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第2章安全規定第6条に準拠して取り付けすること。なお、後部取り付け義務化に際し車両に標準で装着されている物はこの限りでは無い。

8. 最低地上高

最低地上高は道路運送車両法に則り、9cm(アンダーガードを含む)以下にならない事。

第15条 クラス区分

1. JMRC 関東ラリーシリーズ、JMRC 群馬ラリーシリーズ

Aクラス:

排気量1500ccを含み1500ccまでの車両及びAE車両

Bクラス:

排気量1500ccを超え3000ccを含み3000ccまでの車両

Cクラス:

排気量3000ccを超える車両

※1600ccを含み1600cc以下のRPN車両はAクラスに含めるものとする。

2. JMRC 長野県ラリーシリーズ

Kクラス:

排気量1000cc以下の車両

Aクラス:

排気量1000ccを超え1500ccまでの車両及びAE車両

Bクラス:

排気量1500ccを超え3000ccを含み3000ccまでの車両

Cクラス:

排気量3000ccを超える車両。

※1600ccを含み1600cc以下のRPN車両はAクラスに含めるものとする。

※Kクラスにはアベレージ区間は無い。(ラリコン不要)

第16条 参加申込

1. 所定の申込用紙に参加料を添えて第6条の参加申込先へ期日までに必着するよう書留郵便で送付または持参のこと。また、参加申込書、車両申告書、競技出場経歴、誓約書に必要な事項を全て記入し、乗員が未成年者の場合には誓約書に必ず親権者の署名及び承諾印を捺印のこと。尚、詳細は各競技会特別規則書による。
2. 当該競技会に有効な任意保険(対人/人身傷害若しくは搭乗者傷害)またはJMRC関東ラリー見舞金制度(主催者が認めた場合)への加入を義務づける。JMRC関東ラリー見舞金制度を使用する場合は、JMRC関東の加盟クラブ・団体に登録のうえ、JMRC関東スポーツ安全保険制度C区分又はJMRC関東見舞金制度に加入していること。
尚、JMRC関東スポーツ安全保険制度C区分にクルーが加入していれば、人身・搭乗者傷害保険として適応できる。
原則として既加入者はその保険証券または領収書の写しを同封すること。
3. オーガナイザーの用意した保険の詳細は各競技会特別規則書による。個人で加入する場合は、その旨オーガナイザーに申し出たうえ、当日その保険証券または領収書を参加確認時に提示すること。
4. JMRCに加盟しているJAF登録クラブ・団体に所属していない参加者クルーは当該競技会の参加料に1人当たり1000円増額とする。虚偽の申告があった場合には罰則を与える場合がある。
尚、詳細は各競技会特別規則書による。
5. 上記2.人身・搭乗者傷害保険にJMRC関東スポーツ安全保険制度を適応する場合は加入証の写しを添えて申込み、当日、参加確認時に提示すること。
6. 参加台数は準国内格式75台まで、地方格式60台までとする。

7. オーガナイザーは理由を明示する事なく参加拒否の権限を有する。
8. 参加申込書、車両申告書の記載事項変更は開催日の3日前までに文書をもって申告すること。
9. 正式参加受理後の乗員の変更は認められない。ただし、参加者より事由を記した文書と事務手数料2000円が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
10. 正式参加受理後には参加料は原則として返還しない。
11. 参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。
12. 参加申込が参加台数を越える場合、JMRC加入クラブ所属者を原則として優先的に受理する。
13. 参加不受理の場合は参加料及び保険料が全額返還される。但し、事務手数料として2000円を参加申込者の負担とする。

第17条 参加者の遵守事項

オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。

1. 競技中は道路交通法の遵守を最優先とする。
2. 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
3. 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないように留意すること。
4. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
5. クルーは指示された行程を正確に維持しなければならない。ロードブックに記載されたルートから逸脱して走行してはならない。なお何らかの原因でオーガナイザーが迂回を指示した場合はその迂回ルートに従うこと。
6. 競技から離脱した場合は直ちに最寄りの競技役員に離脱、リタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
7. 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。
8. 安全ベルトは必ず装着し、スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。

9. スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。
10. 競技中はオーガナイザーが指定した場所以外でクルー以外の者による整備作業を行うことはできないこと。
11. 整備作業を行うことができる者は、当該参加車両のクルーおよびオーガナイザーに登録されたサービス員とすること。
12. 特別規則書に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。
13. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
14. 整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。

第18条 競技クルーの安全（スペシャルステージラリー及び第2種アペレージラリー）

1. スペシャルステージ及びハイアペ区間で参加車両がやむを得ず停車した場合、クルーはその場所から少なくとも50m手前の目立つ場所に反射式の三角表示板を配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。なお車両がコース上にない場合も三角表示板を配置しなければならない。
この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。
2. 参加車両には、片面に赤字で「SOS」、もう片面には緑字で「OK」と書かれたA3判のカードが搭載されており、救急医療措置が不要な場合もしくは消火が必要ない場合は、「OK」を少なくとも3台の後続車両に明瞭に提示すること。また他に援助を行おうとしている者（ヘリコプター等）があれば、それらに対しても同様に提示すること。停車車両がコース上の場合、状況に応じて停車状態をボディアクション等で後続車両に対し当該区間最終参加車両通過まで合図すること。
3. その後速やかに復帰が可能か否かを判断すること。
4. 復帰可能と判断した場合、安全確保を最優先に作業を実施する。特に後続車両が接近した場合は、作業を中断し安全な場所へ退避すること。

5. 復帰不可能と判断した場合、当該区間最終参加車両通過まで車外の安全な場所で退避すること。
6. クルーが車両から離れる場合は、後続車にはっきりと見える場所に「OK」を提示しておくこと。
7. 近接した地点に複数車両が停止した場合、夫々の車両が上記1)～6)を実施すること。
8. 救急医療措置が必要な場合もしくは消火が必要な場合は赤色の「SOS」を提示すること。これが提示されていた場合、後続車は下記の手順に従う。また「OK」「SOS」のどちらの提示もなく、車両がかなりのダメージを負っていてクルーが車両内にいると思われる場合も同様の手順に従うこと。
 - ①援助するために直ちに停止する。その他の後続の車両も停止し、事故現場に2番目に到着した車両は、事故のことを知らせるために次のラジオポイントまで行く。
 - ②それ以降の後続車は緊急車のための車幅をあけて停止し、援助を行う。
9. 上記一連の緊急措置はロードブックにも明記されなければならない。
10. リタイヤしたクルーは、リタイヤ届を必ずオーガナイザーに提出しなければならない。この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。

第19条 整備作業(サービス)の範囲

1. 整備作業は下記項目が許される。
 - a. タイヤ交換 b. ランプ類のバルブ交換
 - c. 点火プラグ交換 d. Vベルト交換 e. 各部点検増締め
2. 上記以外の整備については競技会技術委員長の許可がなければできない。
3. 当該車両のクルーが車載のタイヤ及び道具類のみを使用して、行う作業は、整備作業とみなさない。

第20条 競技内容の変更

競技中に公式通知によって前出の指示と異なる新たな指示が与えられた場合はそこに明示された範囲に限って新たな指示のみ有効とする。

第21条 競技会の中止、延期、取り止め、打ち切り

1. 保安上または不可抗力による事情が生じた場合は競技会審査委員会の決定によって競技を中止または延期、途中取り止めることができる。
2. オーガナイザーは参加申込み締め切り後、参加台数が20台に満たない場合は競技を中止または延期することができる。

第22条 損害の補償

1. 参加者は参加車両及びその附属品が破損した場合ならびに第三者に損害を与えた場合、また道路施設等を損壊した場合、その責任を自己が負わなければならない。参加者はJAF及びオーガナイザーならびに大会役員、道路施設等の管理者が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち大会役員はその役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、もし参加者の負傷・死亡・その他車両の損害賠償などに対してJAF及びオーガナイザーならびに大会役員、道路施設等の管理者が一切補償責任を負わない。
2. 参加者が競技中に起こしたオーガナイザーならびに大会役員車及びその器材、道路施設等との事故はいかなる場合も参加者が責任をもって賠償するものとする。

第23条 抗議

1. 参加者は自分が不当に処遇されていると判断するときにこれに対して抗議する権利を有する。ただし、本統一規則及び各競技会特別規則書に規定された参加拒否・審判員の判定・スタート順位及び道路状態に対する抗議は受け付けない。
2. 抗議申し立ては国内競技規則に従って文書によって行い、抗議料として所定の金額を添え、競技長に提出すること。抗議料はその抗議が認められた場合にのみ返還される。
3. 競技に関する抗議は競技者のラリー競技終了後30分以内に文書にて提出されなければならない。ただし、チェックカード及びタイムカードの記入事項に関する抗議はそれが交付された地点で1分以内に口頭で行い、記入事項の訂正を受けた場合はそのポストチーフの署名を得たもののみ有効とする。

4. 車両検査に関する抗議は判定の直後に文書にて提出しなければならない。
5. 成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に文書にて提出しなければならない。
6. 役務に付いている競技役員はたとえ抗議が提出されている場合でもそれと関係なく自分の義務と権限を正当に執行できる。
7. 競技会審査委員会による抗議の裁定結果は競技会審査委員長により関係当事者のみに口頭で通知される。競技会当日、競技会審査委員会の裁定が下されない場合はその暫定発表の日時・場所を発表し延期することができる。尚、抗議は1件につき代表者1名として上記の手続きを取らなければならない。

第24条 章典

各クラス1～3位、JAFメダル、トロフィーまたは楯、副賞。その他賞典及び賞典の内容は各競技会特別規則書にて示す。

第25条 練習走行の禁止

公道での練習走行を禁止する。発覚した場合、JMRC関東地域のラリーシリーズに参加を拒否することがある。

第26条 シリーズポイント及び表彰

1. シリーズポイント

【JMRC関東ラリーシリーズ】

・各クラス共、ドライバー・ナビゲーターの優勝者にのみ、ポイントを与える。

・ポイントは、オーガナイザーが競技開催後にJAFに提出する区間距離表またはラリー行程表に基づくSS・ハイアベの総区間距離1kmにつき1点としてポイントを与える。(端数は切り捨て)但し、SS総距離が50kmを超える競技会にあっても、与えられるポイントは最大50点までとする。

【JMRC長野県ラリーシリーズ・JMRC群馬ラリーシリーズ】

・各クラス共ドライバー、ナビゲーターに対し、次のとおりポイントを与える。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
ポイント	20	15	12	10	8	6	*4	*3	*2	*1
ポイント(x1.2)**	24	18	15	12	10	8	5	4	3	2

*JMRC長野県ラリーシリーズのポイントは1位から6位まで。

**JMRC群馬ラリーシリーズのグラベルイベントは係数1.2のポイント

2. 完走ポイントについて

JMRC長野県ラリーシリーズ:

7位以下の完走に2点、出走(リタイヤ)1点

JMRC群馬ラリーシリーズ:

11位以下は0点

尚、参加台数に関わらず上記ポイントとする。

有効戦数及び最低参戦数

【JMRC関東ラリーシリーズ】

・ポイントは全戦有効とする。

【JMRC長野県ラリーシリーズ・JMRC群馬ラリーシリーズ】

	長野	群馬
有効戦数	全戦	5戦
最低参戦数	2戦	3戦

3. クラス成立

各クラス1台から成立するものとする。

4. シリーズ表彰

【JMRC関東ラリーシリーズ】

・シリーズ表彰は各クラスにおいてドライバー、ナビゲーター部門を原則6位まで表彰する。複数名の競技者が同一の得点を得た場合は、1回のポイント数の多いものとする。

・シリーズ表彰のポイント集計は1月～12月とする。

・9月30日時点で最大の得点を得ているドライバーを全国JMRCオールスターラリーへの推薦し、合わせてJMRC関東ラリー部会が所定の参加料を負担する。

※優勝ドライバーの所属クラブが関東でない場合は、繰り下げて所属クラブが関東のドライバーに付与する。

【JMRC長野県ラリーシリーズ・JMRC群馬ラリーシリーズ】

シリーズ表彰は各クラスにおいてドライバー、ナビゲーター 両部門を原則6位まで表彰する。複数名の競技者が同一の得点を得た場合は、各ラリーシリーズの運営委員会の判断とする。

5. 競技中にドライバーとナビゲーターが交代して乗務した場合、入賞してもシリーズポイントを与えない場合がある。

第27条 本規則の変更及び追加

本規則の変更及び本規則以外の規定、指示は、各競技会特別規則書あるいは公式通知により表示する。

第28条 シリーズ罰則

重大な違反した場合、本年度のシリーズポイント及び当該シリーズ参加資格を剥奪する場合がある。

第29条 シリーズ表彰式

本年度の各ラリーシリーズ表彰式は別途告知する。

第30条 アペレージラリー細則

以下、アペレージラリーに関して細則を設ける。

1. パスコントロールポイント (PC)

① 各CP間には速度変更地点 (PC) を設置することがある。この地点までの所要時間計算の秒はそのまま加算し、秒未満は切り捨てる。

② PCからの指示速度は指示書に記載される。

2. CPの通過方法

① 特に指示されたCPを除きCP、フィニッシュの発見後、時間調整とみなされる行為をした場合は競技役員が速やかにチェックインをうながし、さらにその指示に従わない車両はその役員が当該車両を発見した時刻を通過時刻として記録される。

② 各CPのコントロールライン通過後はラインから10m～50m先のCP役員車停止位置に停車してチェックカードの交付を受けること。すでに停車中の競技車のある場合は前方車の後部に順次停車し、前方車が発進してから前進し正しい位置で交付を受ける。

③ 計測ライン上を2台以上の競技車が並進して通過した場合、進行方向右側の車両は計時されない。

④ CP、フィニッシュに於いて先着車は後続車の進路を妨げてはならない。

⑤ CP、フィニッシュの発見は競技者の義務とする。

3. CPの開設・閉鎖

CPの開設は1号車の通過 (到着) 予定時刻の15分前より開設され、閉鎖は最終号車の通過 (到着) 予定時刻の15分後を原則

とする。ただし、全車の通過 (到着) が確認された場合はこの限りではない。

4. 計時方法

① 計時はすべて秒単位で行われる。但し、分計時の場合は、各競技会特別規則書による。

② 計時に使用する時計は、オーガナイザーの用意した時計とする。

③ 各CPのスタートは原則として、チェックカードに記入された時刻 (時、分、秒) とする。

5. 給油

オーガナイザーが指定するガソリンスタンドでのみ給油が認められる。

給油中はエンジンを停止するとともに、クルーは車外で待機するか、車内で待機する場合は安全ベルトを外していなければならない。

6. タイヤ交換

タイヤ交換はオーガナイザーが指定する場所以外で行なってはならない。但し、クルー自らが車載の道具類のみを使用して車載のスペアタイヤと交換する場合はこの限りではない。この場合、外したタイヤは必ず車両に積んで持ち帰ること。また、スペアタイヤの搭載は2本までとする。

7. コントロールシートの提出

クルーは指定の時間内にチェックカード等をコントロールシートに貼付し、かつ必要事項を記入したうえで競技会事務局に提出しなければならない。

8. 減点

① 各クルーの成績は減点合計の少ないものを上位とする。同点の場合、各競技会特別規則書に明記されていない場合は抽選により決定される。

② 区間標準所要時間に対する遅早1秒につき1点の減点。

但し、分計時の場合は各競技会特別規則書による。

③ SS区間は走行所要時間1秒につき1点の減点。

④ CP設置物に触れた場合は100点の減点。

⑤ CP不成立の区間で他に影響を与えた第一原因車に対しては1000点の減点。

⑥ 後続車の進路を妨げた場合は1000点の減点。

⑦ CP不通過は1区間につき1000点の減点。

- ⑧CPカードの紛失の場合、オフィシャル控えにより減点を計算し、減点結果に1000点の減点を加える。
- ⑨CPまたはフィニッシュ発見後、時間調整と見なされる停車をしたとき1000点の減点。
- ⑩SS及びCPからの再スタートにおいて反則スタートを行った場合(スタートの合図よりも前に車両が前進した場合)、その行為はただちに競技会審査委員会に報告され、協議のうえ1000点までの減点が課される。

9. 罰則

参加者またはクルーが下記に該当する行為をなした場合には、競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。

- ①交通事故を起こしたとき。
- ②道路交通法に違反したとき。
- ③リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
- ④走行マナーおよび態度や品行に問題があるとき。
- ⑤チェックカード、タイムカードもしくはコントロールシートを改ざんし

たとき。

- ⑥車両規則違反が発見されたとき。
- ⑦参加車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたりしたとき。
- ⑧競技中にクルーまたは参加車両を変更したとき。
- ⑨参加者およびクルーまたは関係者間で不正行為があったとき。
- ⑩その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき
- ⑪参加者およびクルーがプリーフィングに遅刻または欠席したとき。
- ⑫各諸規則および本規定ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。

第31条 本規則の解釈

本規則ならびに各競技会特別規則書あるいは公式通知の解釈に疑義が生じた場合は競技会審査委員会の決定を最終とする。

第32条 本規則の施行

本規則は2017年1月1日より施行する。